

# 表示の設例の必要性等、検討

—ASBJ、収益認識専門委

去る6月20日、企業会計基準委員会では第97回収益認識専門委員会を開催した。

引き続き、開示・表示に関する事項の検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

**契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示**

事務局から、「契約資産と顧客との契約から生じた債権を区分して表示または注記する」との案が示された。

また、「外貨建契約資産についても、外貨建金銭債権債務の取扱いを適用することを明示して、当該会計処理を明確にする」との案が示された。

専門委員からは、「重要性が乏しいため区分表示する必要がないケースが、相応にあるのではないか」との意見が聞かれた。

**顧客との契約から生じた債権または契約資産に係る減損損失**

事務局から、「顧客との契約から生じた債権または契約資産に係る減損損失について、表示または注記により開示を要求する」との案が示された。

**契約負債と契約資産の純額表示の要否**

事務局から、契約負債と契約資産の純額表示について、「1つの契約における契約負債と契約資産の純額表示を否定する必要はなく、論点への対応を明確にする」との案が示された。

**表示に関する設例**

IFRS 15号では、表示に關して次の設例が記載されている。

- ・ 設例 38 「契約負債と債権」
- ・ 設例 39 「企業の履行について認識される契約資産」
- ・ 設例 40 「企業の履行について認識される債権」

事務局からは、設例38は一般的ではなく、設例39および40は基準の記載から明らかであるので、設例の数を増やすことの煩雑性を増加させないとの観点から、追加しないことが適当との案が示された。

専門委員からは、「基準に慣れていない人のために設例はあったほうがいい」、「仕訳を示すことは基準の理解に役立つ」、「設

例はシンプルなものがあるが1つあれば十分では」など、事務局案への反対意見が多く聞かれた。

事務局からは、「設例の可否を検討して、入れるということになった場合、まずIFRSの設例を使うか検討した後に、日本基準のオリジナルを作るか検討するという順番になる」との回答があった。

**契約残高(契約資産および契約負債の残高等)に係る開示**

事務局から、契約残高に関して、次のような事項の開示を要求する旨の案が示された。

- ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期首残高および期末残高(区分して表示または注記していない場合)
- ② 当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれたもの
- ③ 当期中の契約資産および契約負債の残高の重大な変動がある場合の説明
- ④ 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するか、およびそれらの要因が契約資産および契約負債の残高に与える影響の説明

専門委員からは「すべての契約1件1件は重要性が乏しいが、積み上げたら変動が大きい場合、開示する意味があるのか」という意見が聞かれた。事務局からは「毎期同様な取引が行われるならば不要であり、企業結合などのために変動があった場合に説明するということ」との回答があった。

**注記事項の検討**

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

事務局から、残存履行義務の注記は、企業の将来の予測に有

用かどうかにより、一律に注記を求めないとの案が示された。また、実務上の便法を使用した場合の注記を求める案が示された。

(2) 工事契約等に関する注記事項廃止される工事契約会計基準22項の工事損失引当金に係る注記事項の定めについて、事務局から「当期の工事損失引当金繰入額と、同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金とともに計上されることとなる場合の注記について、本基準に引き継ぐ」との案が示された。

# のれんの償却の再導入、見送られる

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る6月20日、企業会計基準委員会は第85回ASAF対応専門委員会を開催した。7月に開催されるASAF会議への対応と6月のIASBボード会議の議論の動向が報告された。

**のれんの償却の再導入**

2018年7月のIASBボード会議で定められた目的の1つである「のれんの会計処理の簡素化」のなかで、のれんの償却の再導入が検討されていた。6月のIASBボード会議

では、現行の減損のみのアプローチとのれんの償却アプローチ(償却および減損)を比較し、減損のみのアプローチに代わり、のれんの償却アプローチ(減損および償却)を再導入すべきかどうかを検討した。

**IASBスタッフ提案の概要**

次のようなスタッフ提案が示された。

・2004年にIFRS 3号「企業結合」の公表およびIAS

36号「資産の減損」の改訂が行われるまでに議論の積み重ねがあった経緯を踏まえ、今回の検討は単にのれんの償却アプローチが減損のみのアプローチよりも概念的に優れているか否かを評価するものではなく、償却を再導入する十分な論拠があるか否か、また変更による便益が変更によるコストおよび混乱を上回るか否かを評価するものとしている。

そのうえでIFRS3号の適用後レビューからのフィードバック等を踏まえて償却再導入を支持する見解の論拠と減損のみのアプローチを維持する見解の論拠を提示している。

・2つの見解を比較考慮した結果、償却の再導入を正当化するのに十分な証拠がないとしてのれんの減損のみのアプローチを維持すべきとの予備的見解をDPに含めることを提案している。

14人中8人のボードメンバーがスタッフ提案に賛成したため、のれんの償却の再導入は見送られた。

**今後の予定**

7月のIASBボード会議でDPの投票プロセスを開始する許可が求められる予定。DPは2019年末頃の公表を見込んでいる。

**年内0.5%利下げに傾くFRB**

金融

米FRBの金融緩和方向への政策転換姿勢が、時が進むにつれて徐々に強まる状況となっている。直近では、6月4日に開催された討論会で、パウエルFRB議長が金融緩和方向への政策転換の可能性を強く示唆したが、6月18日、19日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）でもこの方向に沿う結果となった。FOMCでは、金融政策の現状維持を決め、政策金利

となるFFレートの誘導レンジを2.25%～2.50%の範囲に据え置くことを決定した。特に今回、金融緩和を強く示唆する内容になったのは、参加メンバー17人が個別に適切と考える2019～2021年の各年の年末時点のFFレートをまとめたドットチャートである。今年の年末時点では、8人が現状維持の2.25%～2.50%だったが、7人が1.75%～

**ポジティブ・メンタルヘルス**

**ハラタツノリ君との付き合い方**

メンタルクリエイト 江口 毅

私たちは感情とともに生きています。ポジティブな感情と付き合っていくことに難しさを感じることは少ないでしょうが、ネガティブな感情と付き合っていくことには難しさを感じることが多いのではないのでしょうか。なお、ネガティブな感情は、恐怖、怒り、悲しさ、寂しさ、嫌悪感、不安、緊張、罪悪感、後悔、落ち込み、無気力、諦め、不満、恨み、嫉妬、軽蔑、劣等感などが挙げられます。

感じているだけなのです。つまり、私と劣等感はいコールではありません。それにもかかわらず、私たちは自分自身を劣等感のもののよう感じてしまい、いつの間にか劣等感に支配されるようになってしまいます。

ネガティブな感情から離れるためには、意識的にネガティブな感情を自分の外側に出すという方法があります。そして、その感情に名前をつけ、自分自身とは別物として眺め、対処方法を考えます。

たとえば、部下に対してイライラすることが多く、そんな自分をどうにかしたいけど変えられなくて、結果的に四六時中イライラしている管理職がいるとします。その場合、まずイライラという感情と自分自身はイコールではなく別物であると考えます。

日のハラタツノリ君は、なかなか激しいななどと、感情を自分の外側にあるかのように客観的に眺めます。そして、「さて、このハラタツノリ君にどう対処するか」「ハラタツノリ君に出ていってもらうためには、どうすればよいのだろうか」「ハラタツノリ君をおとなしくさせるためには、どんな手を打てばよいのだろうか」などと考えます。

このように感情を自分の外側に存在させ、距離を置いて、客観的にみて、対処方法を考えてみると、思いがけずアイデアが生まれてきます。ビジネスパーソンは問題解決思考の練習を積んでいきますから、対処方法のアイデアが生まれる可能性は高いです。

ネガティブな感情に支配されている、気持ちを切り替えられない、ずっと落ち込んでいるという場合は、このような方法がありますので、試してみたいかがありませんか。勘ねることが多い場合は「スネ夫君」、嫉妬で苦しむことが多い場合は「シエラシックパーク」など、名前を考えるプロセスも含めて遊び心をもって楽しくネガティブな感情と付き合い合っていくといいですね。

なぜ、抱え続けると辛くなるのでしょうか。それは、ネガティブな感情と自分自身が一体化してしまうからです。感情は自分の一部だと思われがちですが、感情と自分自身は別物です。たとえば、私自身が劣等感そのものではないですね。私が劣等感を

抱え続けると辛くなるの... 感情は自分の一部だと思われがちですが、感情と自分自身は別物です。たとえば、私自身が劣等感そのものではないですね。私が劣等感を

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年6月14日	監査基準委員会研究報告「監査報告書に係るQ&A」(公開草案)	JICPA	今般の監査基準の改訂に伴い、新しい監査報告書の実務の定着を支援するため、より具体的な解説を提供するQ&Aの検討を行ったもの。コメント期限は7月5日まで。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190614gjq.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190614gjq.html</a>	—
2019年6月21日	政令第34号 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 等	金融庁	①譲渡制限付株式の募集または売出しについて有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とする、②監査人の異動に関して、臨時報告書へ監査役等の意見の記載や当該異動する監査人の意見をより積極的に記載できるようにするほか、所要の改正を行うもの。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190621.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20190621.html</a>	—

2・00%、2人がそれ以外だった。現状より0・5%幅で利下げを見込むのは2020年末でも7人で、翌2021年末では5人に減少、むしろ現状より高い2・50%以上の水準まで利上げを見込むメンバーが4人に増えている。個別に誰がどう答えたかは不明だが、パウエル議長は、発言内容からこの0・5%幅の利下げを見込む7人に入る可能性がある。

注目すべきは、前回3月時点では、今後3年間のFフレートについて全員が現状維持ないし利上げを見込んでいたが、今回

は年内0・5%幅の利下げを見込むメンバーが7人現れたことだ。またFOMC声明文も、昨年まで「徐々に利上げ」としていた文言を、今年に入って「政策判断については忍耐強く行う」と変えたが、今回はさらに「適切に行動する」と変えている。年内0・5%の利下げであれば、7月上旬発表の雇用統計の結果次第でただちに0・25%の利下げを行うシナリオも浮上する。市場はこのFRBの動きに反応し、利下げを織り込む展開となっている。

## 米株価の上昇は金利効果だけではない

証券

6月初めにパウエルFRB議長が金利政策転換を表明して以来、世界の株式市場では、アメリカ先導での株価の立ち直りが鮮明となった。株価の戻りは、景気の持続というシナリオが描けるアメリカ株が一番強く、日本株が最も弱かった。日本株の弱さは、世界的な金利低下に伴う株高が円高を伴うのではないか、という懸念どおりの展開となったからである。

円相場は1ドル110円台を割って、同107〜108円台に進んできた。多くの企業は今期の収益見通しを1ドル110円立てており、これを上回る円高はたちまち収益悪化につながる。海外依存度の高い企業ほど株価低下に見舞われたゆえんである。

6月中旬、金利低下の株高効果が薄れてきた頃、大阪で開催されるG20で米中トップが貿易

摩擦に関して会談する、という情報が流れ、株価はさらに上値追いついた。6月下旬になると、NYダウは昨年秋につけた過去最高値の更新直前まで上昇した。

このような米株価の戻りから最高値更新へ、という展開の背景にはトランプ大統領の政策の姿勢転換の兆しがあるように感じられる。最近だと、イラン危機では、いったん決めていた爆撃命令を直前に取り消したことを公表した。また、一貫して強硬姿勢をとってきた移民政策では、移民排撃を改める演説をして、周囲を驚かせた。

そして、貿易摩擦、米中貿易戦争である。5月の株安の原因となったのは、アメリカの強硬姿勢に業を煮やした中国が反撃に出て、交渉妥結とならなかったことであつた。現在、トランプ大統領はG20での米中会談がうまくいかなければ対中輸入品の全部の関税を引き上げるとしている。それに対し、アメリカの中小企業者が反対を叫んでいる。

トランプ大統領が米中会談でどんな姿勢をとるかは今後の株価を左右し得る問題といつてよいだろう。

## 経理用語の豆知識

### 特定譲渡制限付株式



特定譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)とは、法人からその法人の役員や従業員等に、その役員等による役務提供の対価として交付される一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式をいう。

株式の取得等に係る役員等の所得税の課税時期については、譲渡制限期間中はその特定譲渡制限付株式の処分ができないこと等に鑑みて、その特定譲渡制限付株式の交付日ではなく、譲渡制限解除日となることとされている。また、その役務提供に係る費用の額は、同日の属する事業年度において損金の額に算入することとされている。

役員給与として特定譲渡制限付株式が交付された場合には、原則として事前確定届出給与の要件に該当する特定譲渡制限付株式による給与の額は損金の額に算入されるが、株式交付等のスケジュールに関する要件を満たすものについては、事前確定届出給与の提出が不要とされている。